## 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものが あった。					<b>是正を求める事項</b> 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
淀川清流高等学校						
	種別 土地 土地 工作物 建物	許可数量 18.01㎡ 引込み柱 1本 埋管 管径169mm ×3.2m ほか 8.49㎡  0.54㎡  (注3) 73.5㎡ 5台  (有財産台帳では、	目的 ガバナー室設置 災害救助用備蓄 物資保管庫設置 災害時避難所 案内掲示板 学校食堂営業 及び 自動販売機設置 年間使用料の改定	年間使用料 (注1) 73,550円 免除 免除 (注4) 226,200円	許可期間 (注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (注5) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (注5)	【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知
	まま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「77.83㎡」のまま放置されていた。 (注4) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「215,050円」のまま放置されていた。 (注5) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年9月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。					